中央労福協発第 078 号 2024 年 7 月 3 日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

労働者福祉中央協議会 (中央労福協) 会長 芳野 友子

2024年度中央労福協における政策・制度実現に関する申し入れ

私たち労働者福祉中央協議会(中央労福協)は、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」との理念を掲げ、加盟団体や幅広いネットワークによる連携・協働で様々な社会課題の解決に取り組んでいます。

日本社会は賃金引上げや日銀のマイナス金利政策の解除など明るい兆しが見えつつありますが、様々な要因が複層的に重なり生活に困窮する世帯が未だ数多く存在し、生活保護受給世帯は昨年12月時点で過去最多となりました。各自治体やNPOなどが支援の手を差し伸べていますが、SDGsの達成のためには、さらに踏み込んだ対策が必要です。

私たちは昨年より「社会的連帯経済」をテーマに、市場経済では対処が難しい問題に対し、協同組合や労働組合、NPO、市民団体、社会的企業などがつながり、それぞれの経験や知恵を活かす運動について発信しています。こうした取り組みもすすめる中、時局に照らして着実に解決すべき課題を申し入れます。実現に向けた取り組みをお願いいたします。

記

【最重点申し入れ事項】

1. 生活困窮者自立支援法の改正を踏まえて、居住支援の強化や他施策との連携を着実に 進めるとともに、就労準備支援事業や家計改善支援事業の速やかな完全実施の達成など 残された課題への対応をはかる。また、制度を持続可能なものとするため、制度を担う 相談支援員の処遇改善や委託期間を 5 年以上とするなど委託契約のあり方を見直し、支 援の質の向上や事業基盤の安定をはかる。

また、住居確保給付金の制度改善・拡充をはかるとともに、住宅セーフティネットや 社会保障施策の全般的な枠組みの中で見直し再編し、公的な住宅手当制度(普遍的な家 賃補助制度)として再編・拡充する。

- 2. 国連が定めた 2025 年の「国際協同組合年」に向けて、所管する協同組合の支援を強化するとともに、そのためにも協同組合との積極的な対話を進める。
- 3. 改正高年齢者雇用安定法により、70歳までの就業機会の確保が努力義務となったことを受け、非課税財形(年金・住宅)契約時の年齢制限(55歳未満)を引き上げる。

以上